

令和6年度スポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）業務委託（その2）仕様書

1 目的

本仕様書は、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託するスポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

「令和6年度スポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）（以下「本事業」という。）」は、東日本大震災以降、スポーツを通じて築いてきた東京都と被災地との絆を深化させるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で生まれたレガシーを継承するため、東京都、岩手県、宮城県及び福島県（以下「各都県」という。）の4者が協力して、スポーツを通じて人的・経済的・文化的交流を一層深めるとともに、次代を担う選手を対象としたスポーツの気運醸成を図ることを目的として実施する。

なお、本事業は次の概要のとおり開催する。

- (1) 日程：令和6年8月31日（土）～令和6年9月1日（日）（1泊2日）
- (2) 実施場所：福島市「あづま球場（福島市佐原字神事場1（あづま総合運動公園内）」）他
- (3) 参加者（予定）：80名程度（生徒60名程度、引率20名程度）
 - 各都県の中学生女子野球（軟式）チーム
 - 1チーム20名程度（選手（生徒）17名程度、引率3名程度）
 - 各都県1チームが参加
 - 詳細は各都県参加者数確定後、甲及び参加者と調整し、必要な手配を行うこと。
- (4) 実施内容：
 - ① 軟式野球交流試合 ※8月31日（土）に実施
 - ・交流試合 各都県チームによる交流試合
 - ② 野球教室 ※8月31日（土）に実施
 - ・ベースボールアカデミーふくしま（ジャイアンツアカデミー）野球教室
 - ③ 福島県の魅力体験・震災伝承体験 ※9月1日（日）に実施
 - ・東日本大震災・原子力災害伝承館の見学
 - ・双葉ダルマの絵付け体験

3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和6年11月29日まで

4 委託業務概要

本事業では、東京都、岩手県及び宮城県の子どもたちを福島県に招待し、福島県の子どもたちとともに参加者同士の交流試合、野球教室、福島県の魅力体験・震災伝承体験を実施する。本事業において交流試合等の行程を踏まえた全体の企画立案や事業の日程管理を実施の上、参加者等の移動手段及び宿泊場所等を手配するとともに、交流試合の運営にかかる手配、福島県の魅力体験及び震災伝承体験の手配を行うなど、円滑な運営を行うこと。

なお、本事業の実施に当たっては、交流試合の主管である福島県野球連盟と連携すること。

5 委託業務内容

(1) 移動手段の手配

各都県の参加者等について、以下のとおり移動手段を手配すること。原則として、大型バス1台に1チームが乗車することとする。

○日程 令和6年8月31日(土)～令和6年9月1日(日)

○移動手段 東京都 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

岩手県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

福島県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

宮城県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

各都県参加者の行程等(予定)は以下のとおり。参加者の集合・解散場所等の詳細は、各都県参加者決定後、甲及び参加者と調整すること。

① 東京都(予定)

8/31 6:00 東京都内(集合場所)→10:30 福島市(あづま球場)→17:00-18:00 福島市内宿泊地

9/1 7:45 福島市内宿泊地発→移動(浪江町立請戸小学校経由)→

9:30-11:30 東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)→

11:30-14:15 双葉町産業交流センター(昼食・ダルマ絵付け体験)→移動→

14:30-14:45 道の駅なみえ→18:45 東京都内(解散)

② 岩手県(予定)

8/31 6:00 岩手県内(集合場所)→10:30 福島市(あづま球場)→17:00-18:00 福島市内宿泊地

9/1 7:45 福島市内宿泊地発→移動(浪江町立請戸小学校経由)→

9:30-11:30 東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)→

11:30-14:15 双葉町産業交流センター(昼食・ダルマ絵付け体験)→移動→

14:30-14:45 道の駅なみえ→18:00 岩手県内(解散)

③ 宮城県(予定)

8/31 6:30 宮城県内(集合場所)→8:00 福島市(あづま球場)→17:00-18:00 福島市内宿泊地

9/1 7:45 福島市内宿泊地発→移動(浪江町立請戸小学校経由)→

9:30-11:30 東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)→

11:30-14:15 双葉町産業交流センター(昼食・ダルマ絵付け体験)→移動→

14:30-14:45 道の駅なみえ→16:30 宮城県内(解散)

④ 福島県(予定)

8/31 6:30 福島県内(集合場所)→8:00 福島市(あづま球場)→17:00-18:00 福島市内宿泊地

9/1 7:45 福島市内宿泊地発→移動(浪江町立請戸小学校経由)→

9:30-11:30 東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)→

11:30-14:15 双葉町産業交流センター(昼食・ダルマ絵付け体験)→移動→

14:30-14:45 道の駅なみえ→16:00 福島県内(解散)

なお、バスの配車・運行時に生じる経費(高速道路・有料道路利用料金、駐車料金等)は、本仕様書に基づき積算し、本契約代金に含めること。

(2) 宿泊の手配

- ① 参加者 80 名程度（生徒 60 名、引率 20 名程度）の宿泊施設を手配すること。
 - ② 一泊二食（夕食・朝食）付きとすること。
 - ③ 宿泊は福島県内の宿泊施設で、甲と協議の上手配することとし、乙は宿泊費として 1 人あたり 11,000 円（税込み）及び入湯税として 1 人あたり 150 円を見込むこと。なお、乙は宿泊施設への支払手続き並びに宿泊人数、部屋割り等の宿泊施設との一切の調整を行うこと。
 - ④ 宿泊施設における貸切風呂使用料として、乙は 42,000 円（税込み）を見込むこと。
- (3) 食事の手配
- ① 8 月 31 日に昼食として、参加者 80 名程度（生徒 60 名、引率 20 名程度）の弁当を手配すること。なお、交流試合の前後に食事となるため消化のよい軽食とし、1 人あたり 1 本の 500 ミリペットボトル飲料を併せて提供すること。
 - ② 9 月 1 日に双葉町内において参加者 80 名程度（生徒 60 名、引率 20 名程度）の昼食を手配すること。また、福島県産品を活用したメニューを提供すること。なお、昼食会場は双葉町産業交流センター大会議室とし、乙は会場賃借料として 4,200 円（税込み）を見込むこと。
- (4) 交流試合の運営
- 8 月 31 日に参加者同士の交流試合を以下のとおり実施する。乙は運営に必要な備品等を手配するとともに、交流試合全体の運営を行い、また、施設及び審判等へ必要な費用の支払いなどを行うこと。
- 交流試合は、あづま球場において 3 試合、軟式野球場において 1 試合（計 4 試合）を行う。各チーム 2 試合、少なくとも 1 試合をあづま球場で行う。
 - 1 試合目終了後に、あづま球場において開会式を行う。
 - 試合時間は 60 分（5 イニング）制で行う。
 - 交流試合及び移動等のスケジュール（予定）は別紙「令和 6 年度 スポーツを通じた被災地交流事業（福島県事業行程表）」のとおり。
 - 交流試合の運営は福島県野球連盟が行う。審判等試合開催に必要な人員は 20 名程度を見込んでいる。人員の手配にあたり、福島県野球連盟との調整は甲が行う。
 - 熱中症対策やケガ・急病人への対応として医師を 1 名手配する。人員の手配は甲及び福島県野球連盟と調整すること。
乙は、交流試合の運営にあたり、以下の業務を行うこと。
- ① 会場の設営に必要な物品を福島県野球連盟と調整の上手配すること。軟式野球場で使用する審判及び選手用の椅子、テント、机等については、施設に備え付けの物品を使用し、ライン引き用の石灰は施設から購入し使用すること。
また、会場の設営は福島県野球連盟と協力して実施すること。
 - ② 交流試合に必要な物品として以下を手配すること。
 - ア 試合球（ナガセケンコー M 号） 4 ダース
 - イ ロジン 8 個
 - ウ バケツ 2 個・タオル 4 枚
 ※試合球及びロジンは、使用しなかった分を参加チームに寄贈すること。
 - ③ 審判等への日当として 1 人あたり 5,000 円を支払うこと。
 - ④ 医師 1 人への日当として 30,000 円を支払うこと。
 - ⑤ 審判等の昼食として弁当を手配し、1 人あたり 1 本の 500 ミリペットボトル飲料を併せて提供すること。また、審判等の暑熱対策として飲料を手配し、控室において提供すること。

- ⑥ 交流試合の運営上、必要に応じて施設管理者（福島県都市公園・緑化協会）等の関係者と連携して業務を進めること。
- ⑦ あづま球場、軟式野球場及びその他の使用施設の使用料及び光熱水費（冷暖房費含む）を施設に支払うこと。なお、当該費用として55,000円（税込み）を見込むこと。
- ⑧ あづま球場と軟式野球場間のチームの移動は、バスを使用すること。
- ⑨ アイシング及び熱中症対策として以下を手配し、各チームに配布すること。また、保管用の発泡スチロール容器を手配することとし、不足が生じないよう適宜補充すること。
 - ア 氷
 - イ 凍らせた500ml飲料
 - ウ 塩分補給用タブレット
- ⑩ 横断幕1枚を制作し、あづま球場を装飾すること。横断幕は横2700mm×縦900mm程度の大きさとし、内容は甲と協議して決めること。

(5) 野球教室の運営

8月31日の交流試合終了後、ベースボールアカデミーふくしま（以下「BAF」という。）による野球教室を以下のとおり実施する。乙は運営に必要な備品等を手配するとともに、野球教室全体の運営を行い、また、施設及び講師等へ必要な費用の支払いなどを行うこと。

- 教室の内容は、BAFの指定するプログラムによって実施する。
 - 野球教室の運営はBAFが行う。講師等教室実施に必要な人員の手配にあたり、BAFとの調整は甲が行う。
- 乙は、野球教室の運営にあたり、以下の業務を行うこと。
- ① 教室の実施に必要な物品をBAFと調整の上手配すること。
 - ② 講師等への謝金及び旅費として200,000円を見込むこととし、BAFへの支払いに係る手続きを行うこと。

(6) 震災伝承体験

9月1日に参加者を東京都及び岩手県約40名、宮城県及び福島県約40名の2班に分け、福島県の魅力体験・震災の伝承を実施するにあたり、以下を手配すること。また、本事業を運営する都県スタッフ15名程度の入館に係る手配を行うこと。見学科等が発生する場合は、乙が負担すること。

① 浪江町立請戸小学校の車窓見学

9月1日に福島市の宿泊先から双葉町の東日本大震災・原子力災害伝承館へ移動する際に、浪江町立請戸小学校を車窓から見学（バスで周辺道路を通り、徐行するなどして見学）すること。また、車窓見学の際に施設パンフレット等を用いて添乗員等による説明も行うこと。

② 東日本大震災・原子力災害伝承館の見学

9月1日に、東日本大震災・原子力災害伝承館において展示見学、研修講話を研修プログラムに組み入れ、見学科、研修受講料及び研修室設備使用料は乙が負担すること。

※ 来館申込、減免申請、研修室設備使用申請は甲が行う。

(7) 福島県の魅力体験

9月1日に双葉ダルマの絵付け体験を実施するにあたり、以下を手配すること。

- ① 体験の会場は双葉町産業交流センター大会議室とし、乙は会場賃借料として8,400円（税込み）を見込むとともに、机等の会場内備品を絵付け体験により汚損することのないよう、養生に係る費用もあわせて見込むこと。なお、乙は施設への支払手続き並びに設営等に係る施設との一切の調整を

行うこと。

② 双葉ダルマの絵付け体験は、一般社団法人ふたばプロジェクトが実施する体験とし、乙は、当該団体への支払い手続き及び講師等への謝金等の支払いに係る一切の調整を行うこと。

③ 参加者の体験料は乙が負担すること。

(8) アンケートの実施

本事業の当日、参加者に対し本事業についてのアンケートを行い、終了後に回収すること。なお、アンケート項目については甲と協議の上作成することとし、アンケート用紙及び実施に必要な備品は乙が用意すること。アンケート実施に当たっては、必要に応じて参加者へ記入を促すアナウンスを行うなど、回収率を高めるよう努めること。回収したアンケートについては、集計の上、集計結果及び原本を甲に提出すること。

(9) 感染症対策

本事業の実施に当たっては、基本的な感染症の防止に努めること。

(10) 中止時の対応

感染症の流行、災害又は荒天等を理由に、やむを得ず事業又は事業の一部を中止する場合がある。中止に伴う対応については、合理的な範囲において甲との減額等に係る協議に応じるものとする。

(11) その他

① 乙は、甲乙の双方を被保険者とする損害賠償責任保険（イベント保険）に加入すること。また、参加者等の怪我や事故等が発生した場合に備え、本事業の展開イベント全てに補償できる対策を講じること。なお、補償内容等については、甲と協議すること。また、万一事故等が発生した場合には、誠意ある対応を行うこと。

② 業務全体の進捗管理を適切に行うこと。

③ 都県スタッフ用の運営マニュアル（電子データ及び紙 20 部程度）及び参加者用のしおり（電子データ及び紙 80 部）を作成すること。なお、参加者用の冊子は、実施の 1 週間前までに電子データを参加者へ配布し、当日に紙媒体を配布すること。

④ 各都県の集合場所から解散場所まで添乗する人員を 1 チームあたり 1 人配置すること。

⑤ 契約後に参加者数に変更になった場合は、甲乙間において、契約金額の変更等のための協議を行う。その際、本業務について、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を乙からの請求に基づき支払うものとする。

6 実績報告書

本事業終了後、委託期間中に行った全ての活動に関して実績報告書を作成すること。実績報告書には、目次、概要、組織図（体制図）、全体スケジュール実績、交流試合、野球教室、魅力体験・震災伝承体験、輸送・宿泊・食事の実績、準備物品・備品一覧、アンケート集計結果、その他必要事項を網羅することとし、本事業において撮影した写真データを活用し、当日の様子が分かるように作成すること。

また、本事業にかかる報道内容について調査（新聞、雑誌、テレビ、web 等）を行い、実績報告書に掲載すること。

なお、納品された写真データは、実行委員会構成員（各都県）において、広報等で使用する場合があります。

(1) 数量：4 部及び電子データ

(2) 製版：カラー両面印刷

(3) 写真データ：DVD 4枚（電子データ）

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ① 作業スケジュール
- ② 業務実施体制図
- ③ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ① 完了届
- ② その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲（構成員のうち特に福島県）との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

9 支払い方法

業務完了後、甲が履行を確認した後、乙からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (2) 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項について仕様書別紙1を遵守すること。
- (3) 東京都グリーン購入推進方針、環境により良い自転車について仕様書別紙2を遵守すること。

11 担当

スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局

(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03-5320-7714

令和6年度 スポーツを通じた被災地交流事業（福島県事業行程表）

月日	時間	東京都	岩手県	宮城県	福島県	
8/31 (土)	6:00	都内発	岩手県内発			
	6:30			宮城県内発	県内発	
	8:00			球場着・アップ	球場着・アップ	
	9:30			交流試合@あ①	交流試合@あ①	
	10:00	球場着（早く着いたら屋内練習場でアップ）		(9:30～10:30)	(9:30～10:30)	
	10:30	開会式（10:45～11:00）				
	11:00	アップ（昼食）	アップ（昼食）	昼食休憩・再アップ	昼食休憩・再アップ	
	12:30	交流試合@あ②	交流試合@軟①	交流試合@軟①	交流試合@あ②	
	13:00	(12:30～13:30)	(12:30～13:30)	(12:30～13:30)	(12:30～13:30)	
	13:30		(移動)	(グラウンド整備@軟)	(グラウンド整備@あ)	
	14:00	交流試合@あ③	交流試合@あ③	あづまへ移動・試合見学	試合見学	
	14:30	(14:00～15:00)	(14:00～15:00)			
	15:00	クリニック準備・交流試合片付け				
	15:30	クリニック（野球教室）15:30～17:00ごろ（1h程度） ※チーム混合				
	17:30	交流終了・球場出発				
	18:00	宿舎（土湯を予定）着・夕食・風呂 ※チーム混合部屋割				
	22:00	就寝				
	9/1 (日)	6:00	起床・朝食			
		7:45	出発・双葉へ移動（請戸漁港方面経由し請戸小学校を車窓見学）			
		9:30	伝承館（語り部講話 9:30～10:10）		伝承館（館内見学 9:30～10:30）	
10:30		伝承館（館内見学 10:30～11:30）				
11:00				伝承館（語り部講話 10:40～11:20）		
11:30		双葉町産業交流センターへ移動・昼食（11:30～12:10） ※チーム混合				
12:15		絵付け体験準備（12:15～12:45） ※自由行動				
12:45		双葉ダルマ絵付け ※チーム混合				
14:15		移動				
14:30		道の駅なみえ（お土産購入）				
14:45		各自帰路へ				
			18:45ごろ都内	18:00ごろ岩手県内	16:30ごろ宮城県内	県内解散

※交流試合 @あ・・・あづま球場G、@軟・・・軟式野球場G

個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際してスポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要がある個人情報、全て委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表

を行うことができる。

(9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。

(10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。

(11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上

1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの。
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- (12) その他

2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。